

裁 決 書

審査請求人

平成21年6月2日に行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成21年5月27日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。なお、平成22年4月1日の組織改正により、）は、平成21年5月27日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定により、生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年6月2日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

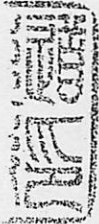
保護を廃止されたが、生活できないので処分を取り消して欲しい。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

[Redacted text block]

[REDACTED]



2 判断

(1) 被保護者の収入申告義務について

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項）。そして、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

(2) 指導指示に関する法の規定等について

ア 法第27条第1項によれば、保護の実施機関（法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）は、被保護者に対し、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができることとされている。

イ なお、法第62条第1項ないし第4項によれば、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を設けた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができることとされている。

ウ また、「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第11の1は、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において、保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準を定めており、保護を廃止する基準について、次のように示している。

(ア) 最近1年以内において、当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(イ) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について、以後改めるように指導指示したにも関わらず、これに従わなかったとき。

(ウ) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(3) 原処分について

ア 法第62条第3項に基づく保護の廃止処分は、被保護者が保護の実施機関の行った正当な指示に違反したことを要件として行われる処分であり、また、保護の実施機関は、指示違反を理由に被保護者に不利益処分を行う場合、とりわけ保護の廃止処分の場合にあつては、被保護者の最低限度の生活保障を奪う重大な処分であることを踏まえて、違反行為に至る経緯や違反行為の内容などを総合的に考慮して、当該違反行為が保護の廃止処分に相当する程度であるか否かについて慎重な判断が求められるものと解されるところ、これに至らない程度の違反行為であれば、保護の変更や停止などの処分にとどめ、保護の実施機関の裁量に基づき必要かつ適切な指示を行い、その遵守を被保護者に求めていくのが相当である。

イ 本件文書指示については、まず、処分庁は、前記1の(2)のとおり、「届出義務を確実に履行し、世帯の収入について適正かつ誠実に報告すること」と記載した文書指示1を行い、次に、前記1の(7)のとおり、■■■■の就労収入の未申告が発覚したことにより、前記1の(12)のとおり、文書指示2を行ったものである。

その後、請求人は、前記1の(14)のとおり、■■■■の就労収入について申告を行ったが、稼働終了時点から相当の期間を経ており、処分庁の指示に基づく適正かつ誠実な報告とは言えず、請求人が法第61条に規定される届出義務を果たしたものと認められない。

したがって、本件文書指示については、何ら違法、不当な点は認められない。

ウ 処分庁は、前記1の(22)のとおり、前記1の(21)で確認された■■■■の未申告分就労収入について、法第78条の費用徴収の適用及び請求人の保護の廃止をすることとし、平成21年4月30日に法第62条第4項に基づく弁明の機会を設ける旨の通知を行っている。

法第62条第4項に基づく弁明の機会を設ける旨の通知は、前記(2)のイのとおり、あらかじめ処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知するものと定められ、加えて当該通知から弁明の日時まで相当の日数を空けて設定するものと解されているが、処分庁から請求人にあてた弁明の機会を設ける旨の通知書面には予定される処分が示されていないことに加え、処分(保護廃止処分が該当するものと解される。)をしようとする理由の記載がなく、さらには、弁明の日時が通知(通知の手段は明らかではないが、本人が事前に通知を受領していない可能性も高いものと解される。)の翌日の同年5月1日であり、相当の日数をあけて設定したものとはいえないので、法第62条第4項に定められた弁明の機会を適正に付与したとはいえない。

したがって、原処分は、法第62条に定められた手続を経ているとはいえず、違法なものといえる。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年6月15日

北海道知事

高橋 はるみ

